



2006年
(平成18年)
10/5
第1480号

あだち広報は毎月10日・25日、
ズームアップは奇数月発行

あだち広報

●発行/足立区 ●編集/介護保険課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

☎3880-5111(代)

FAX 3880-5621 (介護保険課)

http://www.city.adachi.tokyo.jp/

足立区ホームページ携帯向け
サイトへの二次元コードです
バーコード読み取り機能付き
携帯電話でご利用になれます



介護保険の質問にお答えします!



皆さんからこれまでに、介護保険に関して様々な問い合わせが寄せられています。
その中でも特に関心の高いものについて紹介し、質問にお答えします。

介護認定について

- 問** 介護サービスを利用するには、どのような手続きをすればよいのでしょうか?
- 答** 介護サービスを利用するには、**要介護の認定を受ける**必要があります。介護保険課または福祉事務所へ介護認定の手続きをしてください。認定まで約1カ月です。地域包括支援センターやケアマネジャーのいる事業所に相談することもできます。
- 問** 入院中でも要介護の認定は受けられますか?
- 答** 入院中でも**要介護の認定の手続きはできますが**、病状が安定していないと、認定までに相当の日数がかかる場合があります。手続きの時期については主治医によくご相談ください。

介護サービスの費用について

- 問** 介護サービスを利用することになり、家計に負担がかかるのが心配です。
- 答** 介護サービスの利用者負担は1割です。それぞれの世帯ごとに上限額が決まっています、それを超えた分について**高額介護サービス費が支払われます**。
また、区民税非課税世帯の方で、施設入所または短期入所をご利用の場合は、世帯の収入に応じて食費・居住費が減額になります。ほかに、生計が困難で減額条件にあてはまる方は、特定の事業者のサービスを利用した場合、利用者負担額が軽減されます。
上記いずれの場合も申請が必要です。

介護保険料について

- 問** 私が自分の介護保険料を支払ってれば、親が介護サービスを受けられますか?
- 答** 介護保険は被保険者が、それぞれ保険料を納める必要があります。保険料を滞納すると介護が必要になったとき、サービス給付の制限を受ける場合があります。家族の保険料がきちんと納められていることをご確認ください。
- 問** 介護保険料の支払いについて相談したいのですが、平日は区役所に行けません。
- 答** 保険料の相談・納付については、**毎月第4日曜日(12月のみ第3日曜日)に介護保険課の窓口を開庁**しています。
開庁時間は午前9時から午後4時までです。

- 問** 年金から天引きされる保険料が、18年10月分から約2倍になりました。改定後の保険料より高いのはどうしてですか?
- 答** 4月から保険料を改定しましたが、年金天引きの方の場合4・6・8月の天引き額は、原則として今年の2月の額と同額に定められているため、改定前の保険料となっています。改定になった**保険料の増額分は10・12・2月の保険料と合算されるため、改定額より高くなっています**。
なお、このような方は、天引き額が均等になるよう19年6・8月の天引き額を調整する予定です。

介護保険法の改正により
18年10月から
**遺族年金・障害年金も
あらたに天引きする**
対象になりました

例 17年度の年間保険料 38,600円(1回の年金天引き額 6,400円)の方が
改定により年間保険料 52,560円(本来の年金天引き額 8,700円)になった場合
※18年度と19年度で課税状況や世帯構成に変更がなかった場合の例



保険料の段階別の金額は毎年7月に郵送する「決定通知書」の裏面に記載してあります

介護保険課 問い合わせ先(直通)

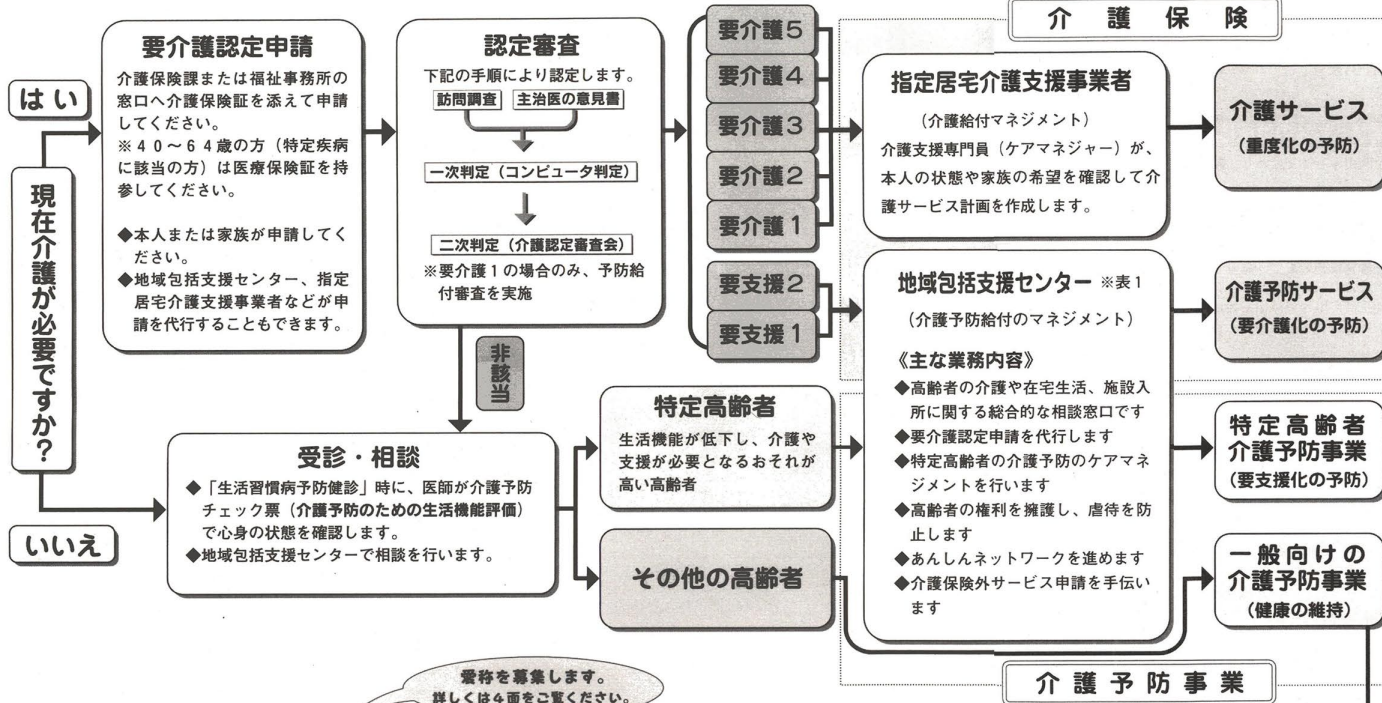
- 介護保険制度に関すること・・・介護保険係 ☎3880-5887
- 保険証・保険料額に関すること・・・資格賦課係 ☎3880-5745
- 保険料の納付に関すること・・・収納管理係 ☎3880-5744
- 介護認定に関すること・・・介護認定係 ☎3880-5256
- 介護給付に関すること・・・保険給付係 ☎3880-5743
- 介護保険のサービスに関すること・・・事業者指導担当 ☎3880-5746



地域包括支援センターがあなたの介護をサポートします

介護サービスを受ける方が増えていますが、その中で介護状態が軽度の方が大幅に増えています。軽度の方は適切な介護サービスを利用することで、介護の状態を維持したり、改善できる可能性が高くなります。できる限り要介護状態にならない、あるいは重度化しないように、「介護予防」を重視した制度が始まりました。

要介護の状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けていられるように、地域における介護の中核施設として「地域包括支援センター」ができました。「介護予防」事業を中心に、高齢者や家族からの幅広い介護の相談に応じます。



日常生活で介護を必要とする度合いの高い方が、生活の維持・改善を図るためのサービス

- 在宅サービス
 - 訪問介護(ホームヘルプ)
 - 訪問看護
 - 通所介護(デイサービス)
 - 通所リハビリテーション(デイケア)
 - 住宅改修費支給
 - 短期入所生活介護(ショートステイ)
 - 福祉用具貸与
 - 特定福祉用具購入 など
- 施設サービス
 - 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 - 介護老人保健施設(老人保健施設)
 - 介護療養型医療施設(療養病床等)
- 地域密着型サービス
 - 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
 - 認知症対応型通所介護 など

要支援1・2の認定を受けた方が、要介護状態にならないよう状態の維持・改善を図るためのサービス

- 在宅サービス
 - 介護予防訪問介護
 - 介護予防訪問看護
 - 介護予防通所リハビリテーション(運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上)
 - 介護予防住宅改修費支給
 - 介護予防防犯入浴介護
 - 介護予防通所介護
 - 特定介護予防福祉用具購入 など
- 地域密着型介護予防サービス
 - 介護予防認知症対応型通所介護
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)※1 など

(※1については要支援1の方は受けられません。)

介護予防プログラムへの参加が望ましいとされた方(特定高齢者)が利用するサービス

介護予防事業におおむね3か月間参加していただき、効果を判定します。

- 運動機能向上教室
 - 筋力向上トレーニングマシン教室
 - 2会場(総合スポーツセンター、高齢者在宅サービスセンター-西新井)
 - はつらつ筋力教室
 - 身近な住区センターなどで、簡単な器具を利用した運動教室
- 口腔機能向上教室
 - 区が指定する介護予防事業所で行います。

要支援・要介護状態にならないよう予防し、いきいき暮らせるための事業

- 介護予防教室
- 高齢者健康教育事業
- 地域リハビリテーション事業
- 認知症介護予防事業
- ふれあい遊湯う事業
- 総合スポーツセンターの各種教室

介護保険課・地域包括支援センターにパンフレットがあります。

介護予防事業



▲筋力向上トレーニングマシン教室の様子

表1 足立区地域包括支援センター

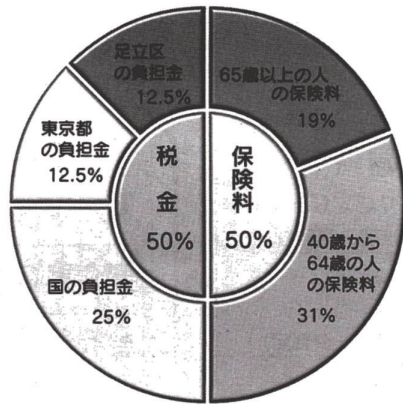
名称	電話番号	FAX	住所	担当地域	名称	電話番号	FAX	住所	担当地域
日の出	3870-1184	3870-1244	日ノ出町27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東2	中川	3605-4985	3605-9149	中川4-29-12	東和2-4-5、中川
千寿の郷	3881-1691	3870-6717	柳原2-33-6	柳原、千住開原町、千住環町、千住東1	さの	5682-0157	5682-0158	佐野2-30-12	加平、北加平町、神明南、辰沼、六木、佐野、大谷田
千住西	5244-0248	5244-0249	千住中層町10-10	千住松本、千住柳町、千住龜田町、千住中層町、千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町	一ツ家	3850-0300	3850-0370	一ツ家4-5-11	平野、一ツ家、保塚町、六町、南花畑1~4
千住本町	3888-1510	5813-8336	千住2-39	千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町	はなはた	3883-0048	3883-0351	花畑4-39-11	花畑、南花畑5
新田	3927-7288	3927-7289	新田2-1-13	新田、宮城、小台	保本間	3859-3965	3884-7036	保本間5-23-20	西保本間、保本間、東保本間
扇	3856-7007	3856-1134	扇1-52-23	扇、奥野、本本東町、本本西町、本本南町、本本北町	六月	5242-0302	5242-0327	六月1-6-1	六月、東六月町、竹の塚
本本間原	5845-3330	5845-3338	本本1-4-10	間原、本本1~2	西新井	3898-8391	3898-8392	西新井2-5-5	西新井、栗原
本原	3889-1487	3887-1407	間原2-10-10	梅田2~8	江北	5839-3640	5839-3643	江北3-14-1	江北、堀之内
あだち	3880-8155	3880-4466	足立4-16-6	足立、中央本町2、梅田1	鷹浜	5838-0825	5838-0826	鷹浜2-8-9	鷹浜、加賀、田沼、谷在家、榎
中央本町	3852-0006	3886-0086	中央本町4-14-20	中央本町3~5、青井1・3~6、西加平	入谷	3855-6362	3855-6360	入谷9-15-18	入谷、倉人、古千谷、古千谷本町
西綾瀬	5681-7650	5681-7657	西綾瀬3-2-1	西綾瀬、弘道、青井2	伊興	5837-1280	5837-1282	伊興3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、西竹の塚
東和	5613-1200	5613-1201	東和4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和1・3	基幹	5681-3373	5681-3374	梅島2-2-1	梅島、中央本町1、島根

■地域包括支援センター・介護予防事業に関すること
【問い合わせ先】 高齢サービス課介護予防係 ☎ 3880-5885

■介護認定に関すること
【問い合わせ先】 介護保険課介護認定係 ☎ 3880-5256

～ 皆さんの保険料は貴重な財源です ～

介護保険サービスの財源は、保険料と税金です

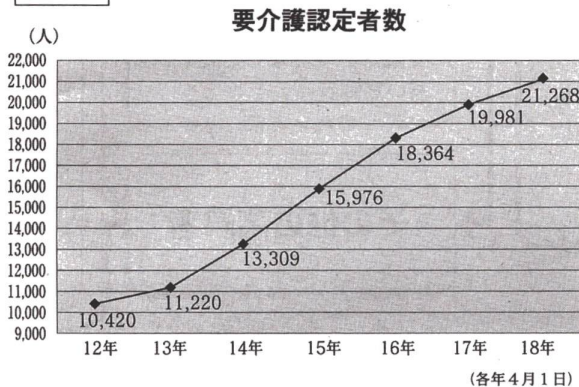


介護保険事業は、区の一般会計とは別に運営され、介護サービスにかかる経費は保険料と税金でまかなわれます。内訳は、保険料が50%（65歳以上の人の保険料19%と40～64歳の人の保険料31%）、税金が50%（足立区12.5%、東京都12.5%、国25%）です。

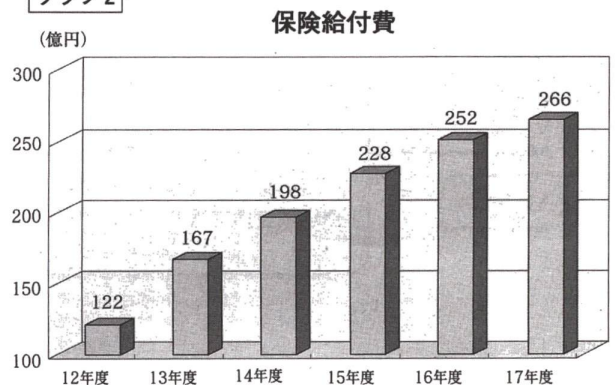
介護保険を利用する人(要介護認定者数)、介護サービスに使われる金額(保険給付費)は大きく伸びています

平成18年の要介護認定者数は、介護保険制度が始まった平成12年と比較すると約2倍(21,268人)となりました。(グラフ1)また、介護サービス費(保険給付費)が、要介護認定者の増加にともない、年々増大しています。(グラフ2)保険給付費の増大は保険料の上昇につながるため、介護予防を重視した制度に転換しました。(2・3面をご覧ください)

グラフ1



グラフ2



介護保険サービスに関する相談・苦情
受付窓口が充実します!

介護保険 ほっとらいん

【担当】介護保険課事業者指導
☎ 3880-5746

専門相談員が電話や来庁による相談をお受けします。必要に応じて自宅への訪問もいたします。

【受付時間】月曜日～金曜日(休日除く)
9時～16時

「権利擁護センターあだち」でも、
相談・苦情を受け付けています。

☎ 5813-3551
FAX 5813-3550
所在地 足立区千住仲町19-3

「地域包括支援センター」の
愛称を募集します!

【応募資格】足立区在住・在勤・在学の方
【応募方法】住所・氏名・電話番号と愛称名(1人1作品)を書いてお送りください。

はがきでもEメール(件名に「愛称募集」と入力してください)でも可能です。
【あて先】(はがき)〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 高齢サービス課 介護予防係

(Eメール) k-service@city.adachi.tokyo.jp
【締め切り】平成18年10月31日(当日消印有効)
【発表】11月下旬に区ホームページで発表します。

★採用された作品には記念品を贈呈します。また作品の著作権は区に帰属します。(得られた情報はこの目的だけに使用します。)

特別養護老人ホームが新たに
開設します!

【開設予定施設】

(仮称)はるかぜ (平成19年1月開設予定)
足立区東保木間1-19-5 定員 30名
【入所申し込み方法】

上記施設を第1希望として新規に申し込みされる方は、11月中旬に上記住所に設置される開設準備室に、入所申込書を提出してください。すでに特養を申し込みされている方で、申し込み時に「区内のほかの特養に入所できる場合は入所を希望する」とした方は、新規施設を希望しているとみなしますので、変更手続きは必要ありません。
【問い合わせ先】

●施設の空き状況や申し込み方法について
開設準備室 ☎ 3850-6349
●一般的な特養の申し込みについて
高齢サービス課介護予防係
☎ 3880-5885